

あきる野市いじめ防止基本方針（案）について

1 基本方針の基本的な考え方

市では、地域ぐるみで市立学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちの尊厳を保持するために、市と学校、保護者、地域住民、その他の関係機関及び東京都が相互に連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいます。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）に基づき、いじめ防止等についての基本的な事項を定めるために、あきる野市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）を制定するとともに、条例に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、あきる野市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定します。

2 あきる野市いじめ防止基本方針（案）の概要

(1) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。また、いじめには、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周りで暗黙の了解を与える「傍観者」の存在がある。

いじめを絶対に許さないという毅然とした対応とともに、集団全体でいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめ問題への基本的な考え方

ア 「おとなが手本のあきる野市」のスローガンの下、すべての市民がいじめを許さないという毅然とした態度でいじめに立ち向かい、心豊かな「あきる野っ子」を育てる。

イ いじめ撲滅三原則「するを許さず、されるを責めず、いじめに第三者なし」の徹底を図る。

ウ 特別支援教育の推進を図り、全ての子どもを大切な存在と受け止めて、ユニバーサルデザインの考えに基づく教育環境等の整備を図る。

エ 教員の指導力を図るとともに、学校におけるいじめの未然防止、早期発見及び早期対応の取組を学校全体で組織的に行う。

オ 学校と保護者、地域住民及び関係機関が連携した取組を推進する。

(3) 学校における取組

ア 基本方針に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止等のための対策を推進する。

イ いじめ防止等ための対策を実効的かつ組織的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

ウ 「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じた効果的な取組を実施する。

(ア) 未然防止

道徳教育や体験活動の推進、情報モラルの向上、月1回の「いじめについて考える日」の実施、年3回以上の「いじめに関する授業」の実施、いじめに関する校内研修の実施及び家庭との連携 等

(イ) 早期発見

複数の対象学年で学習集団アセスメントの実施、定期的なアンケート等の実施、スクールカウンセラーによる対象学年との全員面接及びいじめに関する相談体制の整備 等

(ウ) 早期対応

学校いじめ対策委員会による組織的な対応、毅然とした態度によるいじめた子どもへの指導、「観衆」や「傍観者」に対しての当事者意識をもたせる指導及び関係した子どもや保護者との面談 等

(エ) 重大事態への対処

いじめられた子どもの教育環境の確保、学校いじめ調査委員会による調査の実施、関係機関との連携による対応及び市教育委員会への報告や教育委員会による調査への協力 等

(4) 市における取組

ア 学校関係者、市教育委員会、市長部局、市関係機関、児童相談所、人権擁護員、警察等で構成される「あきる野市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、以下の3点を中心に協議する。

(ア) 市又は学校におけるいじめ防止等のための対策の推進に関する事項

(イ) いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項

(ウ) その他いじめ防止等のための対策の推進に必要な事項

イ 協議会による取組を実効的に行うために実務者会議として「あきる野市いじめ問題対策委員会」を設置する。

ウ 主ないじめ防止等に関する具体的な取組

(ア) いじめに関する相談体制の整備

(イ) 年3回のいじめ問題担当者兼教育相談担当者連絡会の開催

(ウ) 年1回の「いじめをなくそう」子ども会議の実施

(エ) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

(オ) いじめ防止に向けた教員の指導力の向上

(カ) 町内会や自治会、地域住民及び関係機関と連携した取組の推進 等

(5) 重大事態への対処

ア 重大事態の意味

法第28条1項において、次に掲げる事態をいじめの重大事態としている。

(ア) いじめにより当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(イ) いじめにより当該学校に在籍する子どもが、相当期間（30日以上）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 教育委員会又は学校による重大事態の対応

(ア) 教育委員会又は学校は、重大事態が発生した場合には、速やかに市長に報告するとともに、教育委員会又は学校の下に組織を設け、適切な方法により調査を行い、いじめを受けた子ども及び保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(イ) 学校が調査を行う場合には、学校いじめ対策委員会を母体とし、学校関係者以外の委員を加えた「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行う。

(ウ) 教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会、市関係機関、児童相談所、人権擁護員、警察等で構成される「あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会」を設置し、調査を行う。

(エ) 調査結果については、教育委員会より市長に報告する。

ウ 市長による再調査

(ア) 市長は、教育委員会又は学校が調査した結果の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、公平・公正な調査を行うために、学識経験者等の第三者により構成される附属機関「あきる野市いじめ問題調査委員会」を設置し、市教育委員会又は学校による調査結果について調査(再調査)を行うことができる。

(イ) 市長は、再調査を行った場合は、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。